

三鷹市スポーツ協会加盟団体に関する規程

平成 21 年 1 月 24 日 制定

令和 6 年 4 月 1 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、三鷹市スポーツ協会規約（以下「規約」という。）第 6 条による、加盟団体の遵守事項を定めることを目的とする。

(加盟)

第 2 条 三鷹市スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）に加盟しようとする、スポーツ・レクリエーション団体（以下「団体」という。）は、市を統括代表する 1 種目 1 団体とする。

(要件)

第 3 条 加盟の要件は次のとおりとする。

- 1 団体構成員は、市内在住、在勤、在学者を対象とし、30 名以上とする。
- 2 宗教、政治および営利を目的としないこと。
- 3 団体の事務局および連絡先は、三鷹市内にあること。
- 4 団体の役員は、三鷹市在住、在勤者が主であること。
- 5 団体としての組織、運営がなされていること。
- 6 年間を通じて、統括的かつ計画的な事業を実施すること。
- 7 加盟団体现況届を提出すること。

(加盟手続き)

第 4 条 前条の要件をみたした団体は、代表者を定め、次の事項を記載した加盟願いを体協宛てに提出する。

- 1 加盟申請書。
- 2 団体の規約。
- 3 団体役員の名簿（住所は字までで良い。）
- 4 団体構成員または、チームの連絡先住所（住所は字までで良い）と氏名の記載された名簿。
- 5 事業計画書・予算書。
- 6 その他の参考資料。

(仮加盟・本加盟)

第 5 条 加盟願いを受けたスポーツ協会は、三役会で協議した後、常任理事会、理事会の承認を得て仮加盟とする。その後、スポーツ協会により活動実績を確認し、評議員会の議決を経て、加盟団体となることができる。

(会費)

第 6 条 加盟団体は、規約第 29 条に定められた、会費を収めなければならない。

(役員のパ遣)

第7条 加盟を認められた団体は、次の役員を選出し、スポーツ協会に届け出る。

評議員 2名 理事 1名

(会議への参加)

第8条 選出された役員は、次の会議に出席しなければならない。

- 1 評議員は、年1回(臨時もあり得る)の定期の評議員会に出席する。欠席する場合は、必ず委任状を提出するか、代理の者(団体役員)に出席させる。
- 2 理事は、理事会(毎月又は隔月に開催する)に出席する。欠席する場合は、代理を出すか、又は欠席する旨、必ず体協に連絡する。

(事業)

第9条 加盟団体は、次の事業を実施しなければならない。

- 1 市民を対象とした競技会または集会等の事業。
- 2 講習会・研修会等、普及に関する事業。
- 3 市民体育祭スポーツ大会の参加事業。
- 4 スポーツ協会で行う事業への参加協力。

(加盟団体への補助)

第10条 スポーツ協会は、前条の目的にあった加盟団体の活動に対し、別途定められた補助を行う。

(体協への協力その他)

第11条 加盟団体は、スポーツ協会が行う会議、研修会その他の事業に対し積極的に参加協力を行う。

- 2 加盟団体は、スポーツ協会が加盟している上部団体の要請事項に対して積極的に協力を行う。
- 3 加盟団体は、スポーツ協会に加盟している各団体との連絡を密にして、共に援助をし、相互の協力を惜しまない。

(脱退)

第12条 加盟団体が、やむを得ず脱退しようとするときは、規約第7条第1項による。

- 2 脱退を申し出た団体が、再建され再度加盟を申し出た場合は、この規程の第4条第1項から第6項により、加盟が認められる。

(活動の休止)

第13条 加盟団体が、やむを得ず休止しようとするときは、規約第7条第2項による。

- 2 休止を申し出た団体が、引き続き2年が経過した場合には、理事会の承認を得て加盟から除く。
- 3 加盟から除かれた団体が、2年以内に再建し、且つその報告を体協に申し出て、活動が正しく実施されていると、スポーツ協会が判断した場合には、理事会の承諾を得て復帰させる。

- 4 休止を申し出た団体には、その年度のスポーツ協会からの補助金は交付しない。ただし、復帰が許された団体には、その年度の補助金は一定額のみとする。

(除名)

第 14 条 加盟団体が本規程を遵守しないときは、規約第 7 条第 3 項及び第 27 条により除名する。

- 2 除名を受けた団体の種目は、スポーツ協会への加盟を、除名を受けた日から 3 年間認めない。
- 3 除名を受けた団体の役員が、3 年後に再建しスポーツ協会への加盟を申し入れても認めない。
- 4 除名を受けた団体の種目を、3 年を経た後に、全く異なる役員で構成され、スポーツ協会への加盟を申し出た場合は、この規程の前条の第 2 条から第 5 条により、加盟が認められる。

(規程の変更)

第 15 条 この規程は、理事会の決議により変更することができる。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 24 日から施行し、平成 19 年 4 月 26 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。